

平成 3 1 年度

国土交通省税制改正要望事項

平成 3 0 年 8 月

国 土 交 通 省

目 次

平成31年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
-------------------------	---

平成31年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
----------------------------	---

平成31年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等	5
○地域福利増進事業に係る特例措置の創設	6
○都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長	7
○消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策	8
○空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長	9
○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長	10
○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	11
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	12
○半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	13

II. 成長力・国際競争力の強化

○土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長	14
○Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長	15
○不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長	16
○船舶に係る特別償却制度の延長等	17
○国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長	18
○国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための所要の措置	19
○トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長	20

III. クリーンで安全・安心な社会の実現

○車体課税の見直し	21
○バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長	22
○先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長	23
○低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の拡充・延長	24
○防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の拡充・延長	25
○高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る特例措置の創設	26

IV. 主要項目以外の項目	27
---------------	----

I 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効利用の促進

- ① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② 地域福利増進事業に係る特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)
- ③ 都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策
- ② 空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長(所得税等)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長(不動産取得税)
- ④ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

3. 観光先進国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

4. 地域の振興

- ① 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

II 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ① 土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ② Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)
- ③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)

2. 産業の国際競争力の強化

- ① 船舶に係る特別償却制度の延長等(所得税・法人税)
- ② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ 国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための所要の措置(とん税・特別とん税)
- ④ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長(所得税・法人税等)

III クリーンで安全・安心な社会の実現

1. クリーンで安全・安心な自動車・鉄道の開発・普及の促進

- ① 車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- ② バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)
- ③ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長(自動車取得税・自動車税)
- ④ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 平成30年7月豪雨による被害の状況等を踏まえた所要の措置
- ② 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ③ 高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る特例措置の創設(固定資産税等)

平成31年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効利用の促進

- ①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長等
 - ・ 所得税・法人税: 割増償却(緊急地域: 5年間 30%、特定地域: 5年間 50%)
 - ・ 登録免許税: 建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域: 0.35%、特定地域: 0.2%)
 - ・ 不動産取得税: 課税標準の特例(緊急地域: 1/5、特定地域: 1/2(いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
 - ・ 固定資産税等: 課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(緊急地域: 3/5、特定地域: 1/2を参酌)に軽減、いずれも5年間)

※「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」を踏まえ、所要の支援措置を講じる。

- ②地域福利増進事業の用に供される不動産に係る特例措置の創設
 - ・ 所得税・法人税等: 事業者が土地等を譲渡した場合の所有者の譲渡所得から 1,500 万円を控除
 - ・ 固定資産税等: 課税標準 2/3 に軽減
- ③都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3 に軽減等)の2年間延長

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、住宅取得者の負担の増加等を勘案しつつ、住宅の取得について、住宅ローン減税の拡充等の税制措置及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を措置
- ②空き家の発生を抑制するために、相続人が家屋等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の拡充・延長(所得税等)
 - 1) 相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の敷地について、相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例措置の4年間延長
 - 2) 被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に追加
 - 3) 譲渡後に家屋の除却又は耐震リフォームを行った場合を対象に追加
- ③買取再販事業者が既存住宅を取得し、住宅性能の一定の向上のための改修を行った後に住宅を再販売する場合の不動産取得税の特例措置の拡充・延長
 - 1) 買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税について、以下の特例措置の2年間延長
 - ・ 住宅部分の不動産取得税の課税標準について築年月日に応じて一定額を減額
 - ・ 敷地部分の不動産取得税について一定の場合に税額から一定額を減額

- 2) 省エネ改修について、現行の必須要件(全ての居室の全ての窓の断熱改修(全窓要件))に、住宅全体の一定の省エネ性能を改修により確保した場合を追加
- ④サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
 - ・ 不動産取得税:課税標準から1,200万円控除等
 - ・ 固定資産税:税額について5年間市町村が条例で定める割合(2/3を参酌)を減額

3. 観光先進国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度について、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することが認められるよう措置

4. 地域の振興

- ①半島、離島及び奄美群島における、市町村が作成する産業振興促進計画等に基づき取得される工業用機械等に係る割増償却制度(5年間、機械等:32%、建物等:48%)の2年間延長(所得税・法人税)

Ⅱ. 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産市場の活性化

- ①土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記:本則2%→1.5%、信託登記:本則0.4%→0.3%)の2年間延長
- ②Jリート及びSPCが取得する不動産に係る流通税の特例措置の拡充・延長
 - 1) Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の2年間延長
 - ・ 登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)
 - ・ 不動産取得税:課税標準3/5控除
 - 2) 不動産取得税の特例措置の対象に保育所を追加
- ③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置の拡充・延長
 - 1) 特例事業者等が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長
 - ・ 登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)、保存登記(本則0.4%→0.3%)
 - ・ 不動産取得税:課税標準1/2控除
 - 2) 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の一部の要件の見直し等

2. 産業の国際競争力の強化

- ①環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る特別償却制度(18%等)について、2年間延長及び先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を検討(所得税・法人税)

- ②国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長
 - ・ 国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 10 年間 1/2 等に軽減)の2年間延長
 - ・ 国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 10 年間 2/3 に軽減)の2年間延長
- ③国際基幹航路を運航する定期コンテナ船に係るとん税・特別とん税について、国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するための所要の措置
- ④トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又は税額控除7%)について、2年間延長(所得税・法人税等)

Ⅲ. クリーンで安全・安心な社会の実現

1. クリーンで安全・安心な自動車・鉄道の開発・普及の促進

- ①車体課税については、平成 29 年度与党税制改正大綱等に沿って、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る観点から見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- ②バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る特例措置(自動車重量税・自動車取得税)について、適用対象の拡充(貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加)を行った上で、自動車取得税の特例措置の2年間延長(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)
- ③先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車取得税の特例措置について、2年間延長(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)
- ④低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3 等に軽減)について、適用対象の拡充(新規製造車両と同様の要件を備えた改造車両を追加)及び見直しを行った上で、2年間延長

2. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ①平成 30 年7月豪雨による被害の状況等を踏まえ、所要の措置を検討
- ②一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置について、対象の拡充(交通安全上の課題がある道路等(バリアフリー生活関連経路、通学路等))を行った上で、3年間の延長
 - ・ 道路法第 37 条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域:課税標準4年間 1/2 に軽減
 - ・ 上記以外の区域:課税標準4年間 2/3 に軽減
- ③高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 に軽減)の創設

平成31年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置の延長(2年間)等を行う。

※事業区域面積 原則1ha以上

施策の背景・効果

東京オリンピック・パラリンピックで世界から注目が集まることを契機に我が国の都市の国際競争力を一段と強化し、その後懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、地方の活性化をさらに推進するため、引き続き民間都市再生事業に対して都市再生促進税制による支援が必要

政府方針の位置付け

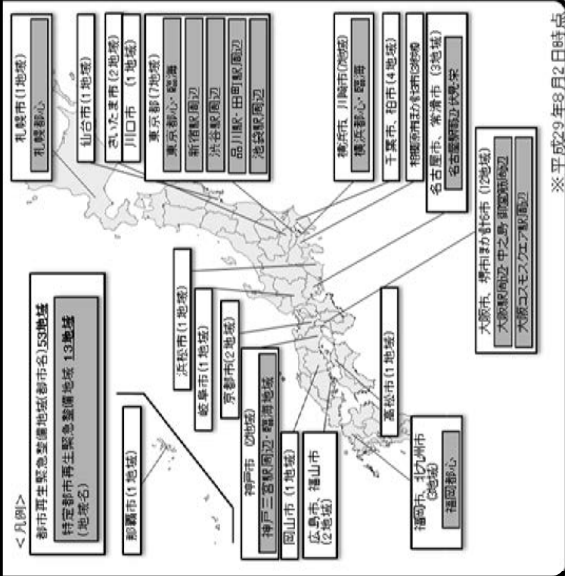
- 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)**
- 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化
 - 新たに講ずべき具体的施策
 - 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

- 地方創生の推進
 - まちづくりとまちの活性化
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

都市再生緊急整備地域一覧



民間都市再生事業の効果

【特定都市再生緊急整備地域】
大手町1-1計画
高松丸亀商店街民間都市再生事業

- 高規格オフィスの整備による国際競争力の強化
- 非常用発電機等の設置による防災機能の強化
- 緑地広場の整備による都市機能の高度化
- 商業機能・住環境の再生による定住人口の増加
- 地域に根付く複合施設・文化交流施設の導入による中心市街地の空洞化の防止

※写真は事業者より提供

要望の概要

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例を講じる。※()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

【所得税・法人税】

5年間3割増償却(5割増償却)

【登録免許税】

建物の保存登記: 0.4% → 0.35% (0.2%)

要望

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

○「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の方向」(※)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。

※平成30年7月12日 都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定

地域福利増進事業に係る特例措置の創設(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税・固定資産税・都市計画税)

地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、地域福利増進事業の用に供する土地・建物に係る固定資産税等を軽減する特例措置及び地域福利増進事業の用に供するために土地を譲渡した者の譲渡所得の特例控除を創設する。

施策の背景

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。
- 第196回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権(上限10年)を設定し、公園、広場、購買施設等として利用する「地域福利増進事業」を創設しており、地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促進するため、税制支援が必要。

所有者不明土地等対策の推進のための基本方針(平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)(抜粋)

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」(略)の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。

平成28年度地籍調査における

所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 **20%**
(所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義の所有者不明土地)：**0.41%**

所有者不明土地

※共有者の一部が不明なものを含む。

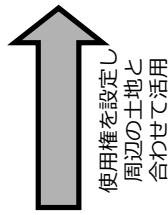


ポケットパーク(公園)(出典) 杉並区



直売所(購買施設)(出典) 農研機構 広島県

地域福利増進事業のイメージ

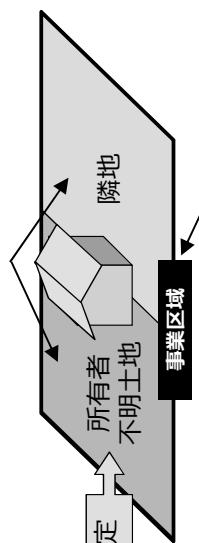


特例措置の内容

- ① 事業者に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例控除
【所得税・法人税等】 課税標準から1,500万円を控除
- ② 地域福利増進事業の用に供する土地・建物に係る固定資産税等の課税標準の特例措置
【固定資産税・都市計画税】 課税標準を2/3に軽減

要望の概要

土地等を譲渡した場合、譲渡所得について特別控除



事業区域内の土地・建物の固定資産税等を軽減

要望

○上記①、②について、特例措置を創設する。(①については恒久措置、②については3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日))

都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して、都市鉄道の機能の高度化を図ることが必要。
- そのためには都市鉄道等利便増進法(H17.8施行)のスキームを活用し、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道事業者などの利害を調整して、当該法に基づき計画されている各プロジェクトを進めていく必要があり、国等による助成に加え、本特例措置による支援が必要不可欠である。

施策の目的

都市鉄道等利便増進法に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により、都市鉄道等の利便を増進させる。

- 都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業・駅施設利用円滑化事業)

- 現在、整備が進められている神奈川東部方面線(速達性向上事業)

【相鉄・JR直通線】(西谷～羽沢(※)間)

二俣川⇒新宿間(所要時間59分⇒44分:15分短縮)等

【相鉄・東急直通線】(羽沢(※)～日吉間)

二俣川⇒目黒間(所要時間54分⇒38分:16分短縮)等

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

鉄道・運輸機構が、都市鉄道利便増進事業により取得したトンネルを非課税

【固定資産税・都市計画税】

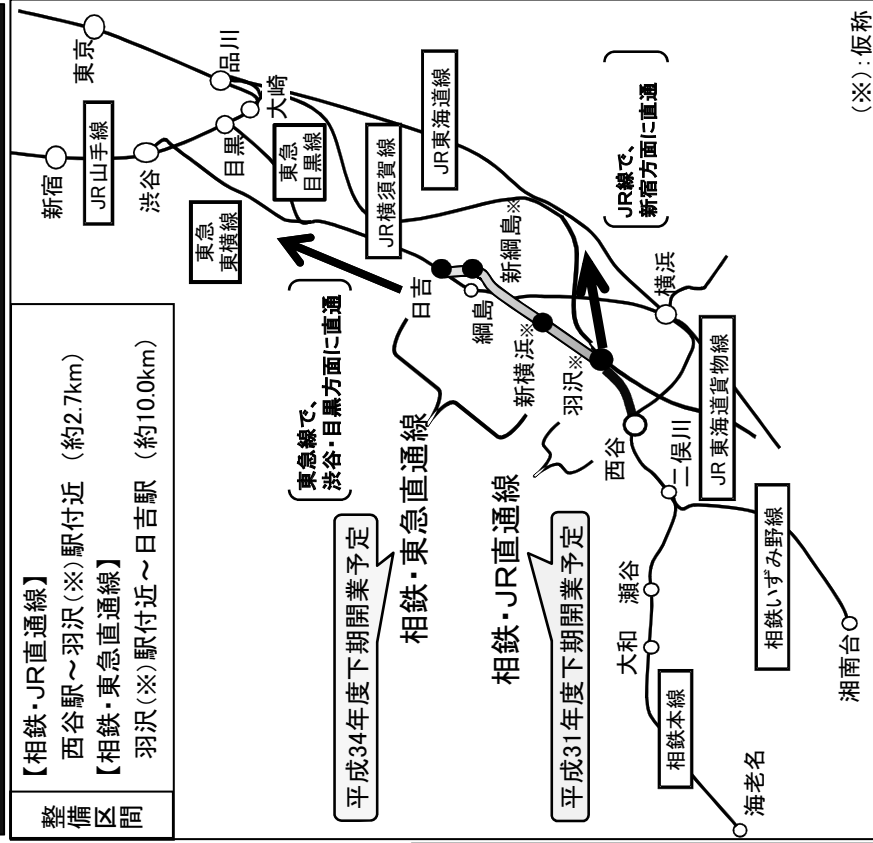
第三セクター等が都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等の課税標準を5年間2/3に軽減

要望

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

神奈川東部方面線(相鉄～JR・東急直通線)

整備区間	【相鉄・JR直通線】 西谷駅～羽沢(※)駅付近 (約2.7km)
	【相鉄・東急直通線】 羽沢(※)駅付近～日吉駅 (約10.0km)



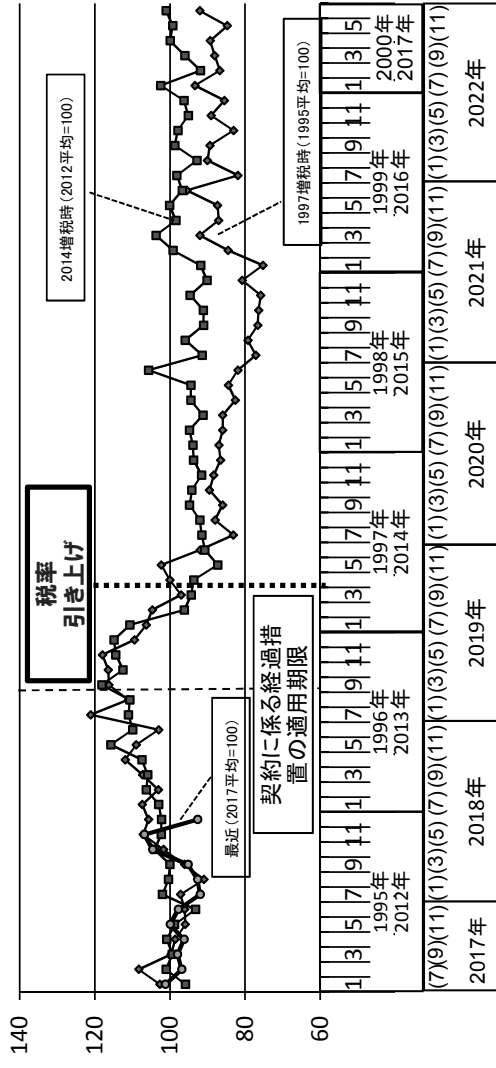
消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいことを踏まえ、骨太の方針に沿って需要変動の平準化に万全を期すための対策を講ずる。

施策の背景

持家及び分譲住宅の着工戸数指数の推移(季節調整値)

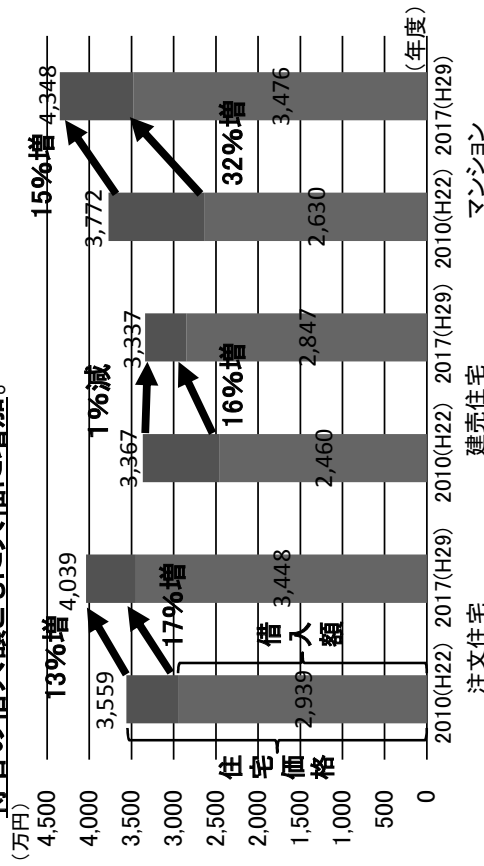
○ 前々回(1997年4月)、前回(2014年4月)の消費税率引上げ時は、**駆け込み需要とその反動減が発生**。



出典:「住宅着工統計」国土交通省

住宅価格と借入額の推移

○ 現行の消費税率8・10%対策が決定された時点と比較して、注文住宅とマンションについては、**住宅価格、住宅取得者の借入額ともに大幅に増加**。



出典:平成29年度「フラット35利用者調査」住宅金融支援機構

2019年10月の消費税率引上げに伴う住宅に係る対策(既に決定済のもの)

- 住宅ローン減税の拡充措置の継続**
(控除対象借入限度額:一般住宅4,000万円
長期優良住宅・低炭素住宅5,000万円)
- すまい給付金の拡充**(最大30万円→50万円)
- 贈与税の非課税枠の大幅な拡充**(最大限度額1,200万円→3,000万円)

骨太の方針(「経済財政運営と改革の基本方針2018」平成30年6月15日閣議決定)(抄)

- 第3章「経済・財政一体改革」の推進
- 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化
(4)耐久消費財対策
2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

要望の概要

前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、住宅取得者の負担の増加等を勘案しつつ、住宅の取得について、住宅ローン減税の拡充等の税制措置及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。

空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長(所得税・個人住民税)

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、適用期間の延長に合わせ、被相続人の直前居住要件及び建物リフォーム・除却の時点に関する要件を緩和することにより、特例適用対象を拡充し、空き家の発生を抑制を図る。

施策の背景

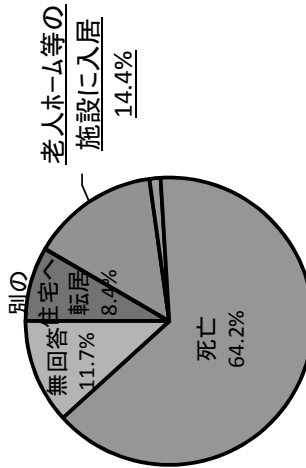
＜ 住生活基本計画 平成28年3月18日閣議決定 ＞

賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 318万戸(平成25)→400万戸程度に抑える(平成37)

拡充①

【現行】被相続人が相続開始直前まで当該家屋に居住していることが要件
 【実態】被相続人は相続開始の直前において老人ホーム等に入居していることも多い。

・親の家屋に人が住まなくなった理由



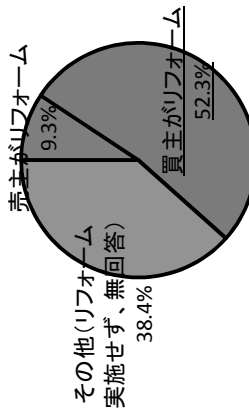
・老人ホーム等の入居者が持家を所有し続ける理由

家財道具を置いておくため	45.0%
施設と自宅を行き来して生活しているため	14.5%

※老人ホーム等入居者へのアンケート調査(国土交通省)

拡充②

【現行】売主(相続人)は譲渡前に空き家をリフォーム又は除却することが要件
 【実態】取引実体上、売主が譲渡前にリフォーム又は除却をするよりも買主が行うことの方が多い。・住宅購入前後のリフォーム実施率



要望の概要

特例措置の内容

【所得税・個人住民税】相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋(昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたもの)を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの)に限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。(平成31年12月31日までの譲渡が対象)

要望

- ・本特例措置を4年間(平成32年1月1日～平成35年12月31日)延長する。
- ・被相続人が老人ホーム等に入居していた場合を対象に加える。
- ・譲渡後に家屋の除却又は耐震リフォームを行った場合を対象に加える。

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の拡充・延長(不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、不動産取得税を減額する特例措置を2年間延長するとともに、省エネ改修の適用要件の合理化する措置を講じる。

施策の背景

○ 既存住宅流通市場の更なる活性化に向けて平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正によるインスピケーションの活用や、「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。

○ 買取再販は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行ってエンドユーザーに販売する事業。消費者が安心して購入できることから、**既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤**として期待。

目標

2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増

[未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]

要望の概要

特例措置の内容

現行、買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税(事業者の取得にかかるもの)ついて、以下の通り減額。

【住宅部分】 築年月日に応じ、一定額を減額

【敷地部分】 一定の場合(※1)に、税額から一定額(※2)を減額

※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合

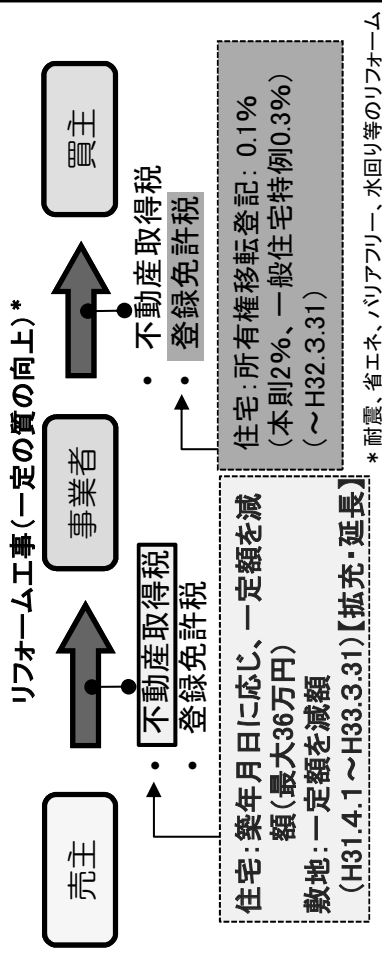
※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

要望

○ 現行の措置を**2年間**(平成31年4月1日～平成33年3月31日)**延長**する。

○ 省エネ改修について、適用要件を合理化する。

※現行の必須要件(全ての居室の全ての窓の断熱改修(全窓要件))に、住宅全体の省エネ性能(断熱等級4など)を改修により確保した場合を追加

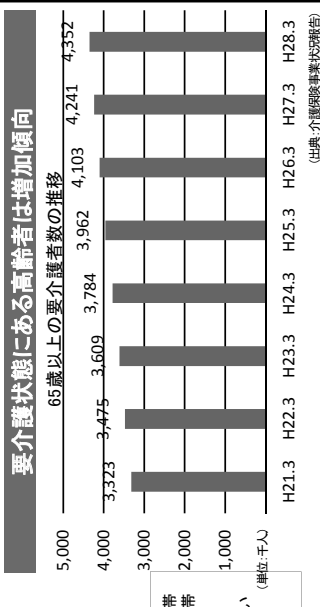
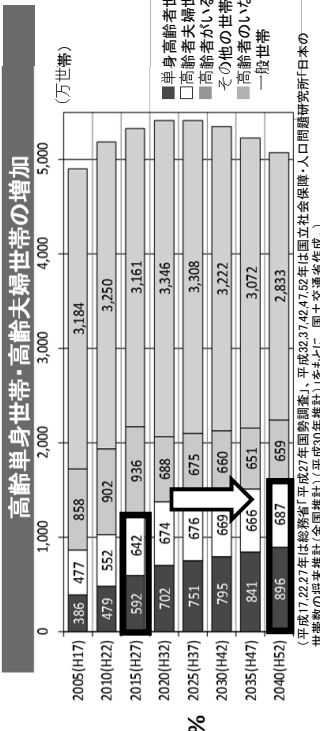
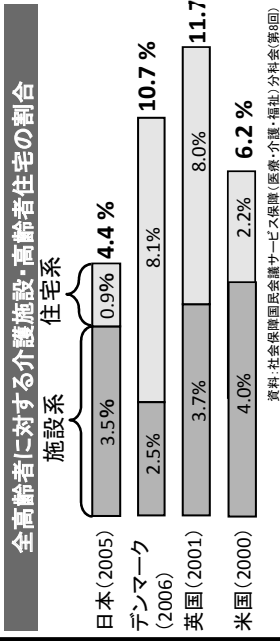


サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要



■ (参考) 政府計画における位置づけ

住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)

- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、**介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現**
- まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じた**サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進**や「生涯活躍のまち」の形成
- 高齢者人口に対する**高齢者向け住宅の割合 4%**(平成37年度)
- 高齢者生活支援施設を併設する**サービス付き高齢者向け住宅の割合 90%**(平成37年度)

「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6.2閣議決定)

- 2020年代初頭までに **介護基盤の整備** 拡大量: 50万人分以上 (サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む)

日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定)

- 中期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場」**活性化②**
- **サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進**
- サービス付き高齢者向け住宅の**適切な立地や買の確保の推進**等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり (スマートウェルネス住宅・シティ)を推進

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】 5年間、税額を1/2～5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準: 2/3)

【不動産取得税】

家屋: 課税標準から1,200万円控除/戸

土地: 税額から一定額(150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度))に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を軽減

要望

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

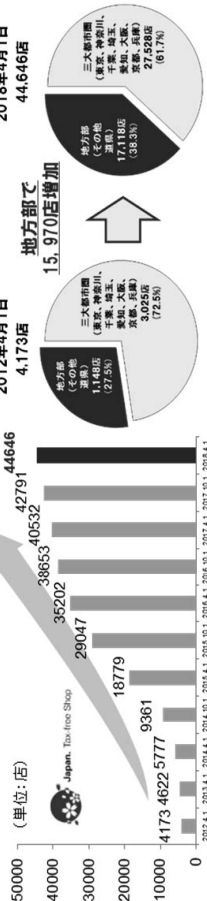
外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認めることにより、地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

施策の背景

- 地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズ
- 多数の外国人旅行者の参加が見込まれる東京2020オリンピック・パラリンピック(2020年)等の開催を控えており、イベント等に出店する場合において免税販売を可能とする環境整備が焦眉の急

地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行消費のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る



三大都市圏と地方部の免税店数

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
 - ・ 「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
 - ・ 「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

要望の概要

要望内容

○ 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認める措置を講ずる。



＜出店イメージ＞



地域のお祭り



商店街のイベント

これまでの消費税免税制度の拡充

＜第一弾＞(平成26年10月運用開始)

- ・ 一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

＜第二弾＞(平成27年4月運用開始)

- ・ 免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置
- ・ 外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設等

＜第三弾＞(平成28年5月運用開始)

- ・ 一般物品の購入下限額引下げ
- ・ 購入者誓約書の電磁的記録による保存等

＜第四弾＞(合算：平成30年7月運用開始
電子化：平成32年4月運用開始予定)

- ・ 一般物品と消耗品の合算
- ・ 免税販売手続きの電子化

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、平成32年度末まで2年間延長する。

施策の背景

半島、離島及び奄美群島は、地理的条件不利性を抱え、**人口減少・高齢化が急速に進展し、就業者数が著しく減少している**。この課題を解決するため、雇用機会を拡大し、もって定住人口を確保することが必要であり、具体的には、小規模零細事業者を含めた民間事業者による**投資促進を通じた内発的発展を図ることが必要**である。なお、「**経済財政運営と改革の基本方針2018**」(平成30年6月15日閣議決定)においても、「半島、離島、奄美などの条件不利地域については、**……地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す**」と明記されている。

人口減少・高齢化の進展・就業者数の減少

- 出典：総務省「国勢調査」
- **人口増減率(H22～H27)**
 ・全国▲0.8% ・半島▲6.2% ・離島▲9.3% ・奄美▲7.3%
 - **高齢者比率(H27)** ※ () 内はH22からの増減率
 ・全国26.6%(+3.6%) ・半島34.2%(+4.0%) ・離島39.0%(+3.6%) ・奄美31.3%(+2.2%)
 - **就業者数の推移(H22～H27)**
 ・半島:199万人 → 191万人(▲4.0%)
 ・全国:5,961万人→5,892万人(▲1.2%) ・離島:17.9万人 → 16.6万人(▲7.3%)
 ・奄美: 5.2万人 → 5.1万人(▲2.5%)

対象地域の概要

対象地域	根拠法	対象市町村数	地域の特殊性
半島振興対策実施地域	半島振興法	194	・三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、居住や経済活動に制約 ・国土の幹線軸から隔離
離島振興対策実施地域	離島振興法	112	・船や飛行機等交通手段が限られ、輸送費用等が他の地域と比較して多額
奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法	12	・戦後8年間、米国の軍政下 ・台風の常襲地帯、特殊病害虫の発生

要望の概要

特例措置の内容

【所得税・法人税】半島、離島及び奄美群島において取得される工業用機械等について、以下のとおり5年間の割増償却

対象業種・償却率

■ 対象業種

製造業・農林水産物等販売業・旅館業及び情報サービス業等

■ 対象設備・償却率

- ・機械・装置：普通償却限度額の32%
- ・建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

要望

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

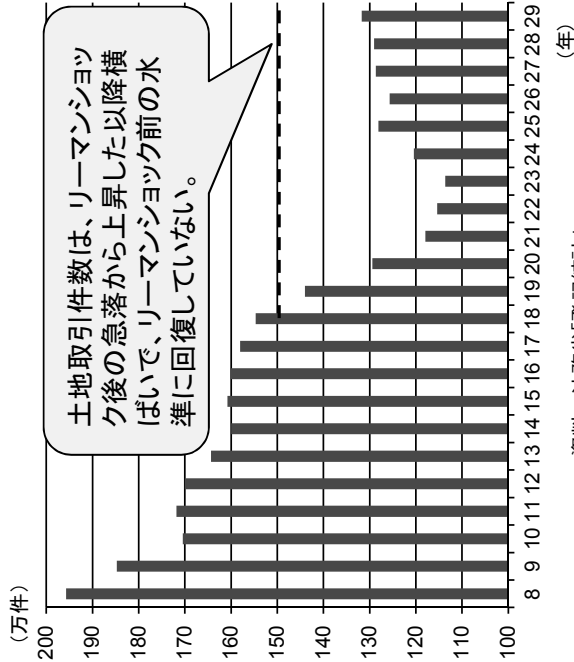
土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

人口減少下においても土地に対する需要を喚起し、土地の流動化を通じた有効利用等の促進を図るため、土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起し、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、低未利用地の発生を抑制するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。
- 2019年10月に消費税10%への引き上げが予定される中、土地に係る税額も住宅取得に影響を与えるおそれがある。

土地取引件数の推移



住宅取得の際に敷地を取得する割合

※賃貸住宅を除く

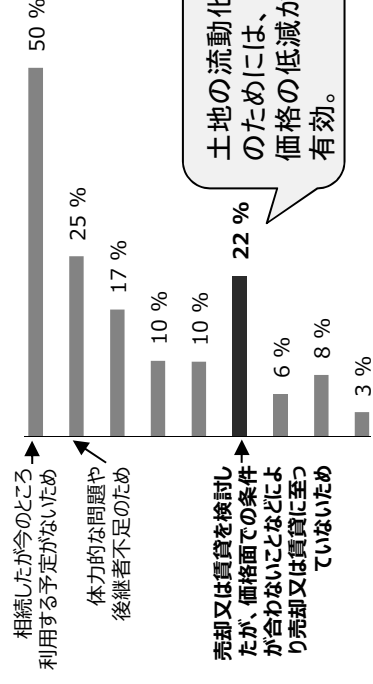
住宅の種類	流通数※1	敷地取得割合※2
持家	35.5万戸	70.2%
分譲住宅	26.4万戸	95%
既存住宅	16.9万戸	90.6%
合計	78.8万戸	82.9%

住宅を取得する者の8割以上が敷地も取得しており、土地に係る税額は、住宅取得に影響を与えるおそれ。

※1:持家、分譲住宅の戸数は国土交通省「住宅着工統計(平成25年計)」、既存住宅の戸数は総務省「平成25年住宅・土地統計調査」より
 ※2:国土交通省「平成25年度住宅市場動向調査」より

「空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。」(経済財政運営と改革の基本方針2018 平成30年6月15日閣議決定)

所有する土地を利用していない理由 (複数回答)



資料：国土交通省「人口減少・高齢化社会における土地利用の実態に関する調査」

要望の内容

特例措置の内容

【登録免許税】土地の所有権移転登記等に係る税率を軽減

要望

対象	特例	本則
所有権移転登記	1.5%	2%
信託登記	0.3%	0.4%

現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

リート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)

リート及びSPCが不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ 地域経済の活性化や国際競争力の強化に向けた都市基盤の整備・まちづくりの積極的な推進が必要であるが、国の財政状況は厳しく、民間の資金・アイデアの活用が必要

不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、以下を促進

- ① 我が国の経済成長につながらる、国際ビジネスを惹きつけるための質の高いオフィスや住宅等の供給による都市力の向上
- ② 有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによるデフレ脱却
- ③ 国内観光の振興等に対応したホテル・旅館、Eコマースの拡大等に伴う高機能の物流施設、超高齢社会に対応した高齢者向け住宅や介護・医療サービス拠点等、成長分野における良質な不動産の供給促進を通じた地域経済の活性化

要望の概要

特例措置の内容

○ リート及びSPC※が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

※資産流動化法に基づく特定目的会社

【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減(本則 2% → 1.3%)

【不動産取得税】 課税標準から3/5控除

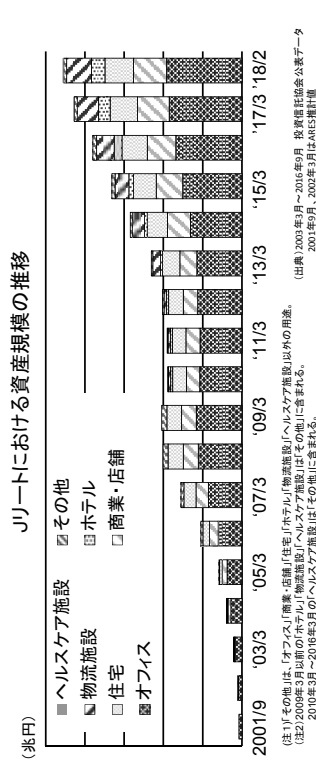
要望

○ 現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

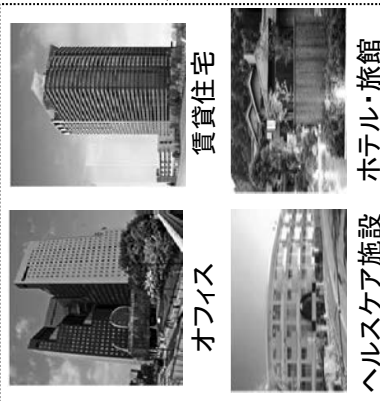
○ 不動産取得税の適用対象に保育所を追加する。

○ 「未来投資戦略2017— Society 5.0の実現に向けた改革—」
(平成29年6月9日閣議決定)

「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性・快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るための必要な、一貫性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」



＜リート等の仕組み＞



不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長 (登録免許税・不動産取得税)

不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、特例事業者等が取得する不動産に係る現行の特例措置を2年間延長するとともに要件の見直しを行う。

施策の背景

都市機能の向上及び地域活性化を図るため、またデフレからの脱却のためには、不動産特定共同事業法の仕組みを一層活用し、さらなる民間不動産投資を誘発することが必要

- 建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を図るとともに、そこで営まれる事業における雇用創出を通じて、**地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進**
- 全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、**地域における資金の好循環を構築**

<地方都市での活用例>

石川県小松市が遊休市有地(百貨店跡地)を事業者に賃貸し、ホテル・大学・子育て施設等の官民複合施設を不動産特定共同事業(特例事業スキーム)により整備。



<空き家等再生の例>

奈良県明日香村の古民家を宿泊施設(外国人旅行者向けゲストハウス)に改装したもの。クラウドファンディングにより資金調達を行った。



○ 「未来投資戦略2018—「Society 5.0」データ駆動型社会」への変革—」(平成30年6月15日閣議決定)

「不動産投資市場の環境を整備し、不動産ストックの量的・質的な向上を推進するため、本年度中に、地方における不動産の有効活用等を検討する地方協議会の設置、不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に係るガイドラインの策定、対象不動産変更新型契約に係る規制の合理化を行う。」

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)

「空き家・空き店舗等も活用しつつ、観光振興や健康長寿など地方で拡大する需要に対応した事業への不動産の円滑な供給等を推進するため、**新たな地方創生型の不動産証券化制度である「小規模不動産特定共同事業」等の活用を推進する**…」

要望の概要

特例措置の内容

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。

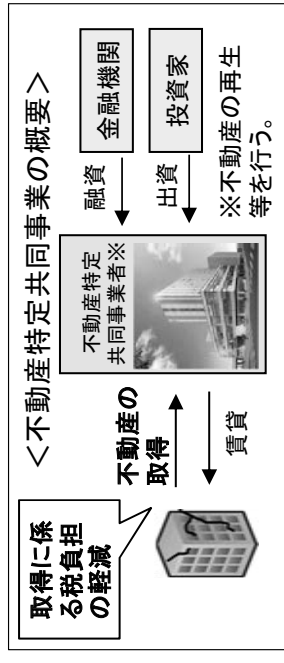
【登録免許税】税率軽減(移転登記：2%→1.3%、保存登記：0.4%→0.3%)

【不動産取得税】課税標準から1/2控除

要望

○ 現行の措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長するとともに、以下の要件の見直しを行う。

・特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置(登録免許税、不動産取得税)の要件のうち、「対象不動産に係る工事の竣工後10年以内の譲渡」の要件の撤廃、「土地及び建物」の取得要件の見直し(借地権上の建物の追加)



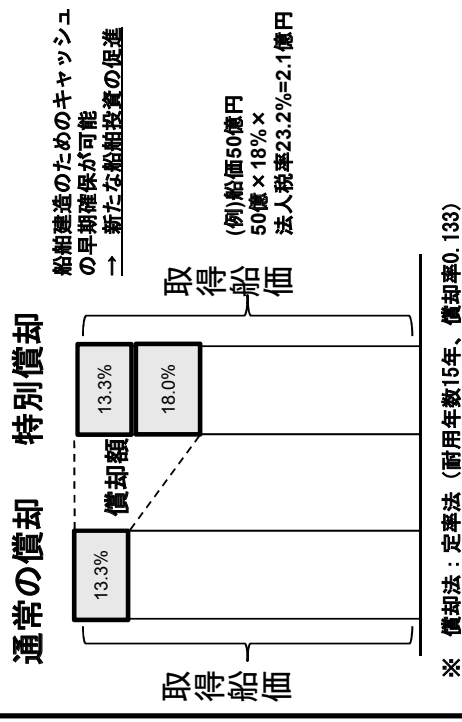
船舶に係る特別償却制度の延長等(所得税・法人税)

環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、船舶に係る特別償却制度を2年間延長するとともに、我が国海事産業の国際競争力を確保するため、IoT技術船舶等の最新技術を活用した先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。

施策の背景

- 我が国は、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割(産業基礎物資の約8割)を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラ。
- 国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、環境負荷低減に資する船舶の普及を促進する必要がある。
- また、海事分野でのIoT技術等の活用が進むにつれて、IoTをはじめとした新技術を積極的に導入していく必要がある。
- 我が国の国民生活や経済活動を支える海運について、環境負荷低減に資する船舶及び先進船舶の普及を促進し、競争力ある事業基盤を構築する必要がある。

(参考)



要望の概要

特例措置の内容

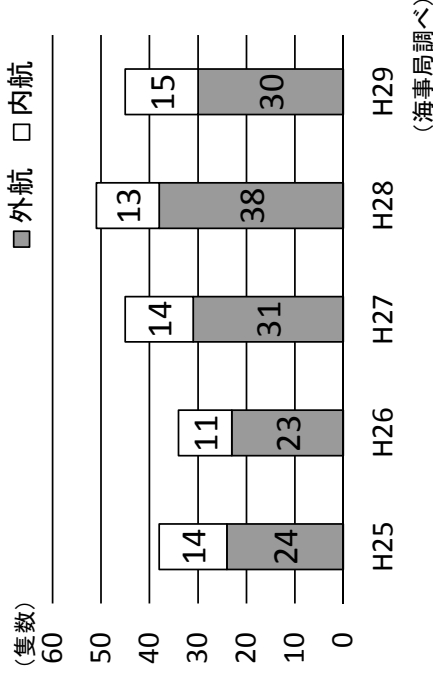
【所得税・法人税】環境低負荷船について、特別償却(外航) 日本籍船:18% 外国籍船:16%

※併せて、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。
(内航) 高度環境低負荷船:18% 環境低負荷船:16%

要望

現行の措置を2年間延長(平成31年4月1日～平成33年3月31日)するとともに、外航船舶について、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。

適用実績



国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

港湾運営会社による設備投資と民の視点での港湾運営を促進するため、国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間で延長する。また、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携を促進するため、資源・エネルギーの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間で延長する。これらを通じて、我が国の産業競争力の強化、国民の雇用と所得の維持・創出を目指す。

国際コンテナ戦略港湾等

施策の背景

- ▶ コンテナ船の更なる大型化等に伴い、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進行
- ▶ その中で、国際基幹航路の我が国港湾への寄港を維持・拡大するためには、我が国港湾の国際競争力の強化が必要
- ▶ そのため、港湾運営の効率化等を実現すべく、民の視点で効率的な港湾運営を行う港湾運営会社制度の導入を促進するとともに、港湾運営会社による設備投資を促進することが必要

<政府方針への位置づけ>

- ▶ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)
 - ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 等

要望の概要

特例措置の内容

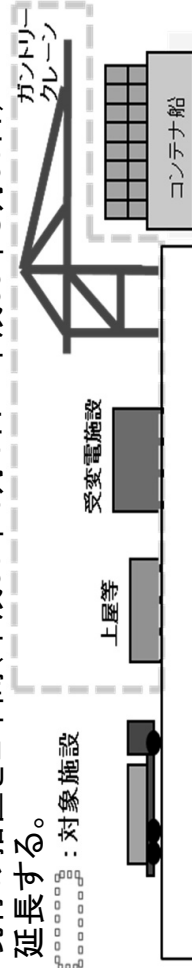
国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した一定の荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間で以下のとおりとする。

- ① 国際戦略港湾⇒価額の1/2
- ② 一定の要件を満たす国際拠点港湾⇒価額の2/3

要望

現行の措置を2年間で(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

対象施設



国際バルク戦略港湾

施策の背景

- ▶ 我が国の資源・エネルギー等については、海外からの輸入に依存しており、安定かつ安価な輸入を確保することが重要
- ▶ そのため、ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)を指定し、大型船に対応した港湾機能の確保や、企業間連携による海上運送の共同化を進め、効率的な海上輸送網を形成することが必要
- ▶ 併せて、大型船に対応した効率的な積卸しや荷さばきに資する、高効率な荷さばき施設等の整備を促進することが必要

<政府方針への位置づけ>

- ▶ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 等

要望の概要

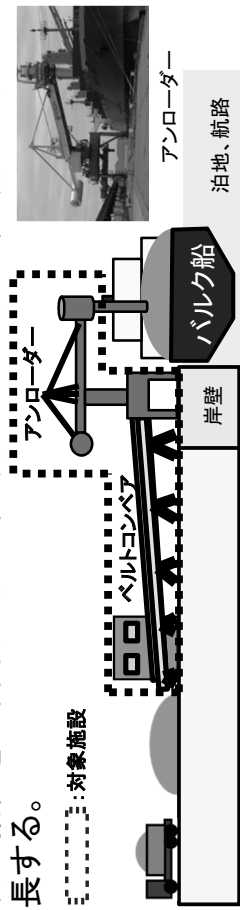
特例措置の内容

特定貨物輸入拠点港湾における一定の要件を満たす埠頭において、特定利用推進計画に基づき国の補助を受けて取得した荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間で、価額の2/3とする。

要望

現行の措置を2年間で(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

対象施設



アンローダー
バルク船
岸壁
泊地、航路

国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための所要の措置(とん税・特別とん税)

国際コンテナ戦略港湾政策の政策目的である国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現するため、国際基幹航路を運航する定期コンテナ船に係るとん税・特別とん税について、所要の措置を講じる。

施策の背景

- 世界的なコンテナ船の大型化、船社間のアライアンスの進展により、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進んでいる。このような中、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するためには、我が国港湾への入港に係るコストの低減が必要。
- 外国貿易船が我が国開港に入港した際に徴収するとん税・特別とん税については、船舶一隻毎に、入港の都度納付する制度の他、3回入港分の額を1年分として一括納付する制度が設けられている。

○ 長距離のコンテナ航路等定期的同港へ入港する航路においては、当該航路へ充てる船舶隻数を多くする必要があるが、このような長距離のコンテナ航路等を運航している定期コンテナ船を対象とするとん税・特別とん税の減免をすることで、入港に係るコストの低減を図ることが可能となり、国際基幹航路の寄港の維持・拡大に大きな効果がある。

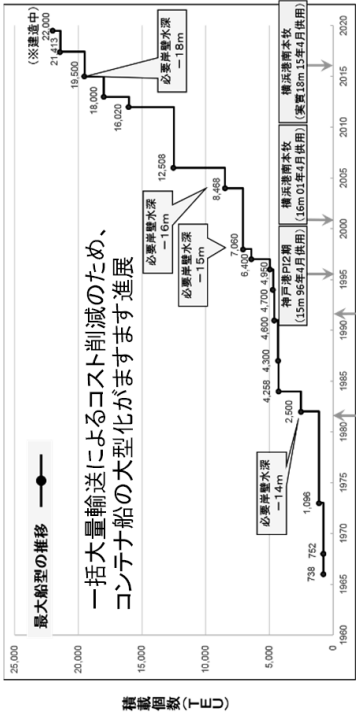
【政府計画への位置付け】

- 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) I. [3] 2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化
我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)、**国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに**、(中略)、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
- 総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月28日閣議決定) III. 3. (2) ② 海上輸送の機能強化
国際コンテナ戦略港湾において、我が国への基幹航路の維持・拡大を図るため、(略)。

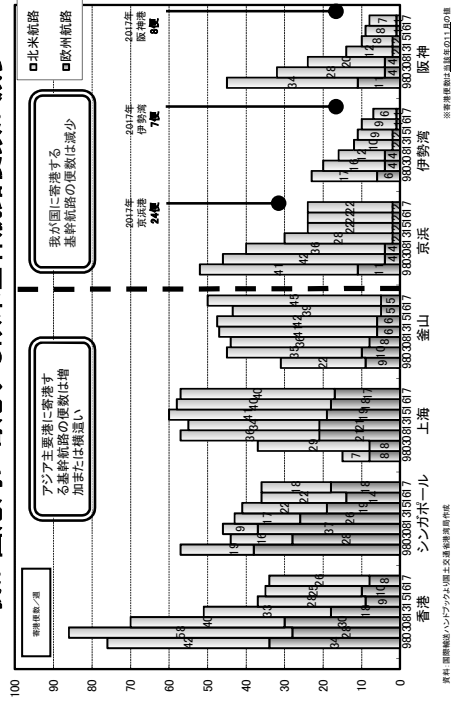
要望の概要

国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するため、国際基幹航路を運航する定期コンテナ船にかかるとん税・特別とん税について、所要の措置を講じる。

コンテナ船の大型化が進展



我が国港湾に寄港する欧米基幹航路便数が減少



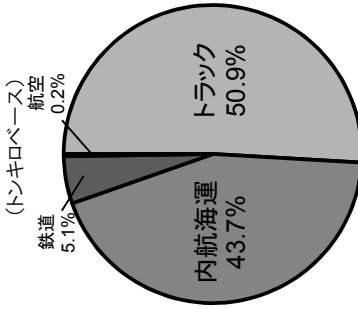
中小企業投資促進税制（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度）の延長（所得税・法人税・住民税・事業税）

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合における特例措置を延長する。

施策の背景

- トラック事業者、内航海運事業者等は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活及び産業活動において重要な役割を果たしている。
- 一方で、その大半を投資余力の小さい中小企業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、設備投資の促進を図ることが重要。

【国内貨物輸送量】



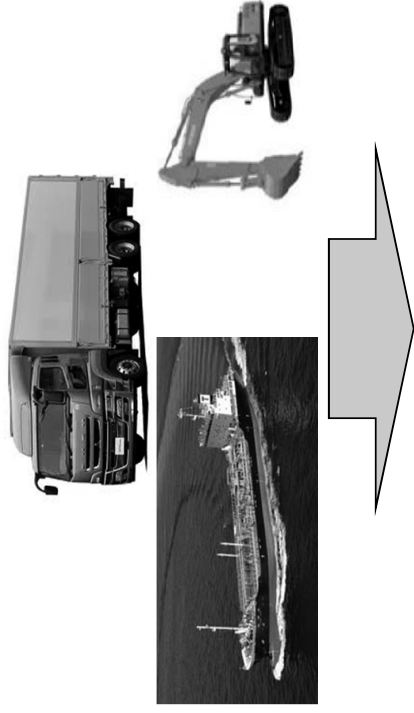
平成28年度実績

	トラック事業	内航海運事業
事業者数	62,276事業者	3,004事業者
従業員数	188万人	6.6万人
中小企業の割合	98.9%	99.6%
営業利益率(平均) (営業利益/売上高) 参考:全産業平均は3.9%	0.2%	2.1%

※データは平成28年度又は平成28暦年の数値

政策の目標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進



- ・国民生活及び産業活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、日本経済の活性化に寄与

要望の概要

特例措置の内容

【所得税・法人税】 取得価額(内航船舶は取得価格の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除
(対象設備:トラック車両、内航貨物船、機械装置等)

要望

現行の特例措置を2年間で平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

車体課税の見直し (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

平成29年度与党税制改正大綱等に沿って、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る観点から、見直しを行う。

施策の背景

平成29年度与党税制改正大綱 (平成28年12月8日 自由民主党・公明党) (抜粋)

- 環境性能割導入以後のグリーン化特例 (軽課) については、平成26年度及び平成28年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成31年度税制改正において具体的な結論を得る。
- 消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

◎現行制度の概要

自動車重量税〔国税〕

(H30.5～H31.4)

対象車(乗用車の例)	初回車検	2回目車検
電気自動車等	▲100%	▲100%
H32年度燃費基準+40%達成	▲100%	▲100%※
H32年度燃費基準+20%達成	▲75%	
H32年度燃費基準+10%達成	▲50%	
H32年度燃費基準達成	▲25%	

※平成32年度燃費基準+50%達成車のみ

自動車取得税〔地方税〕

<税率>

車種区分	税率
自用自動車(軽自動車を除く)	3%
営業用自動車・軽自動車	2%

<エコカー減税> (H30.4～H31.3)

対象車(乗用車の例)	内容
電気自動車等	▲100%
H32年度燃費基準+40%達成	▲100%
H32年度燃費基準+30%達成	▲80%
H32年度燃費基準+20%達成	▲60%
H32年度燃費基準+10%達成	▲40%
H32年度燃費基準達成	▲20%

自動車税・軽自動車税〔地方税〕

<自動車税・軽自動車税のグリーン化特例>

(H29.4～H31.3)

対象車(乗用車の例)	自動車税	軽自動車税
電気自動車等		概ね▲75%
H32年度燃費基準+30%達成	概ね▲75%	
H32年度燃費基準+10%達成	概ね▲50%	概ね▲25%

バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

- ・ 特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を延長する。

施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標(平成32年度末)

乗合バス	タクシー
ノンステップバス: 約70%[平成28年度末: 53.3%] リフト付きバス等: 約25%[平成28年度末: 6.0%]	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む): 約28,000台 [平成28年度末: 15,128台]

要望の概要

特例措置の内容

具体例 ノンステップバス 	リフト付きバス(乗車定員30人以上) 	リフト付きバス(乗車定員30人未満) 	ユニバーサルデザインタクシー 	
「乗合バス事業者」及び「貸切バス事業者(追加)」				
「タクシー事業者」				
自動車重量税	初回分を免税			
自動車取得税	取得価額から 1,000万円を控除	取得価額から 650万円を控除	取得価額から 200万円を控除	取得価額から 100万円を控除

要望

- ・ バリアフリー車両に係る特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長 (自動車取得税・自動車税)

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車取得税の特例措置を延長する。

施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において平成32年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、平成29年の交通事故死者数は3,694人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキースタジアムバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する「先進安全技術」には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスの先進安全技術の基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいため、義務化までの間、税制特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

①衝突被害軽減ブレーキ

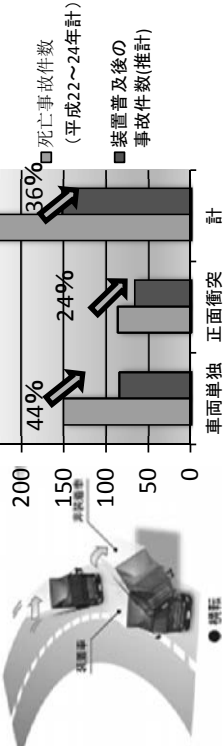
前方の障害物との衝突を予測して警告するとともに、ブレーキを制御する。

死亡事故	負傷事故
4,863件	894,281件
350件 (7.2%)	51,241件 (5.7%)
低減効果	

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

②車両安定性制御装置

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止する。



③車線逸脱脱警報装置

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。

死亡事故	負傷事故
4,773件	731,915件
165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)
低減効果	

※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

要望の概要

特例措置の内容

対象車両	対象装置(装置の搭載義務化前のものに限る)	取得価額からの控除額
トラック・バス	①衝突被害軽減ブレーキ	350万円控除
	②車両安定性制御装置	
	③車線逸脱脱警報装置	
複数装置装着		175万円控除
		最大525万円控除

要望

現行の措置を2年間で平成31年4月1日～平成33年3月31日延長する。
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)

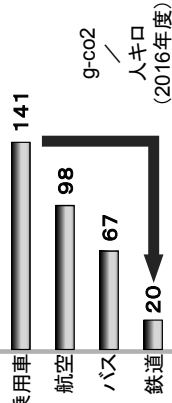
低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税)の適用対象の拡充を行った上で、2年間延長する。

施策の背景

本特例措置等により、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)等に沿って、低炭素化等に資する鉄道旅客車両の導入等を推進

輸送量当たりの二酸化炭素排出量(旅客)

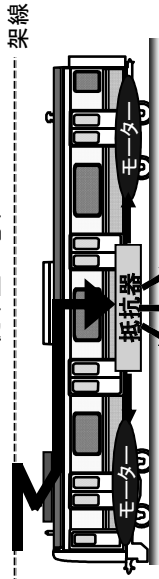


鉄道事業においては、全電力消費量のうち、大部分を運転用電力として使用

更なるCO2排出量の削減、省エネ対策に加え、安全性の向上やメンテナンスの軽減効果も生み出す低炭素化等に資する車両の導入を加速化するため、本特例措置の延長等が必要不可欠

電車

<従来型の電車>



モーターを制御する抵抗器から、電力の一部が無駄な熱エネルギーとなって発生

<走行中の他の電車>

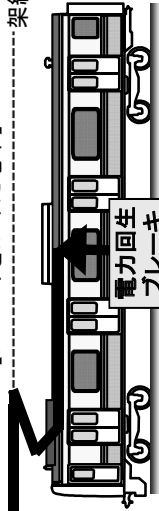


モーターの回転数を効率良く制御するため、抵抗器が不要となり、無駄な熱エネルギーの発生を抑制

<VVVFインバータ制御電車> ※1

CO2排出量 → 約50~70%改善

<ブレーキかけた電車>



ブレーキかけた際に発生する電力を架線に戻し、他の電車がその電力を利用する方式

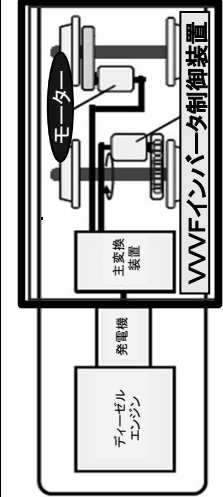
気動車

<従来型の気動車>



エンジンの動力を直接台車に伝達して走行

<電気式気動車> ※1



燃費の改善とともに
安全性や信頼性等も向上
エンジンで発電した電力で
モーターを駆動させて走行
(電車と同じ駆動方式)

要望の概要

特例措置の内容【固定資産税】低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両について課税標準を5年間2/3に軽減(※中小事業者は5年間3/5)

要望

適用対象の見直し及び拡充を行った上で、2年間(平成31年4月1日~平成33年3月31日)延長する。

- ・新造車両と同様の要件を備えた改造車両を適用対象に追加 ※1
- ・従来の気動車の要件を電気式気動車に変更 ※2

適用要件

新造車両であって、特急等専ら料金を収受する運送に使用する車両を除く、
1. (旧型車両からの)代替車両

<電車>...VVVFインバータ制御装置(※サイリスタ方式を除く)及び電力回生ブレーキの双方を備えた車両への更新
<気動車>...高効率内燃機関を備えた車両への更新

2. 代替車両以外の増備車両
新規路線の開業又は列車の編成車両数の増加に伴い、かつ、上記1.の要件を備えた車両

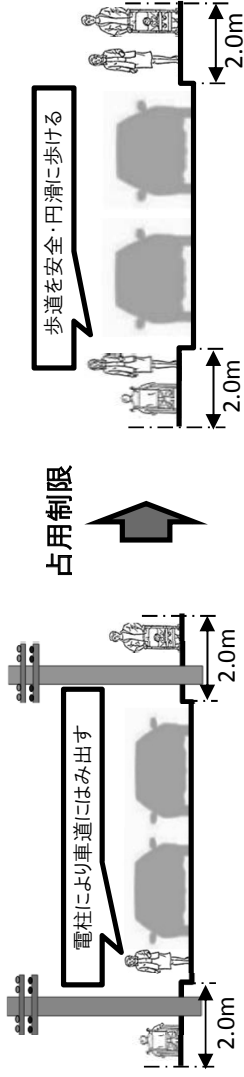
防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る 特例措置の拡充・延長(固定資産税)

防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路及び交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を拡充・延長する。

施策の背景

- 東日本大震災等では、電柱の倒壊により道路啓開が阻害されるなど、緊急輸送道路の通行をはじめ交通に支障が発生。
- 平成28年度税制改正により、緊急輸送道路を対象に無電柱化の促進のため固定資産税の特例措置を創設。
- 平成30年3月に道路法が改正され、安全かつ円滑な交通を確保する観点から占有制限の対象が拡大されるとともに、同年4月に「無電柱化推進計画」が策定され、防災上重要な道路に加え、交通安全上の課題がある道路についても無電柱化を強力に進める必要がある。
- 技術開発の進展により、狭い道路においても中化方式の工事施工が可能となった。

【歩道の幅員が狭小な箇所での占有制限】



通学児童が車道にはみ出す事例



歩道ではすれ違えず車道にはみ出す事例

要望の概要

特例措置の内容

- 防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、電線管理者に対し固定資産税の特例措置を適用。
 - ・対象施設：電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等
 - ・特例措置の内容：課税標準を4年間2/3に軽減(ただし、道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域：課税標準を4年間1/2に軽減)
- ・特例期間：3年間(平成28年度～平成30年度)

要望

【固定資産税】交通安全上の課題がある道路等(バリアフリー生活関連経路、通学路等)を対象に加える。
 現行の措置を3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)延長する。

高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の 土地に係る特例措置の創設(固定資産税、都市計画税)

高規格堤防整備事業により高規格堤防特別区域内に再移転した者に対し、固定資産税及び都市計画税にかかる土地の課税標準を5年間1/2に軽減する。

施策の背景

- 高規格堤防は、人口、資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等を抱える大河川において、幅の広い緩傾斜の堤防として整備するものであり、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐことができる。さらに周辺住民等の避難場所として機能し、良好な都市空間・住環境が形成されるなど多面的な効果が発揮される。
- 高規格堤防整備事業は、用地買収を行わず、民有の土地等を一時使用して盛土等を行うものである。このため、住民等(地権者)は工事期間中の仮移転と盛土後に元の土地に戻る本移転の二度移転、仮移転先での数年間の生活が余儀なくされ負担が大き。また、高規格堤防特別区域に指定され、地下の工作物の新築等や土地の掘削等について一定の制約を受けることとなる。さらに、当該土地の評価額が上昇し、家屋新築により家屋の評価額も上昇するため、土地・家屋ともに固定資産税及び都市計画税の増額という経済的負担も生じる。このため、本特例措置により、住民等(地権者)の負担軽減を図る必要がある。

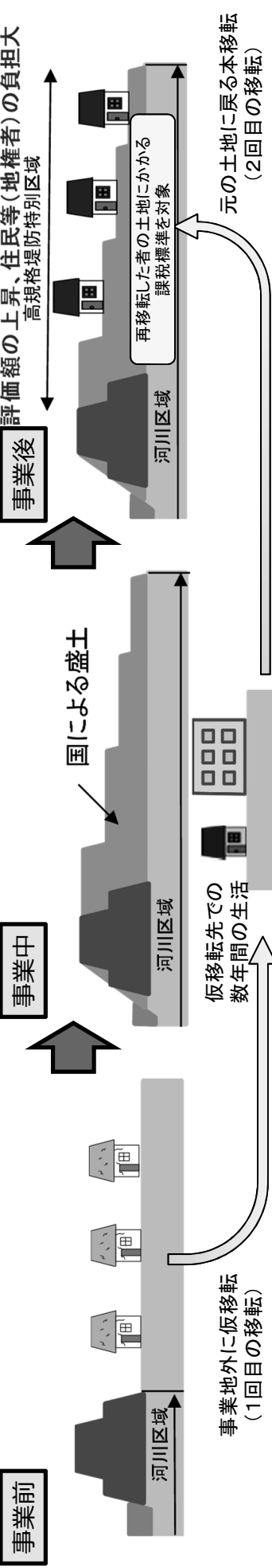
要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税、都市計画税】
高規格堤防整備事業により高規格堤防特別区域内に再移転した者に対し、固定資産税及び都市計画税にかかる土地の課税標準を5年間1/2に軽減する。

要望

3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)の特例措置を創設する。



IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- (独)奄美群島振興開発基金の非課税措置の延長(所得税・法人税等)
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長(所得税・不動産取得税等)
- 所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置(所得税・法人税等)
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)
- 防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の拡充(所得税等)
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合等の所得税額の特別控除に関する標準的費用額の工事实績を踏まえた見直し
- 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)、新関西国際空港(株)及び関西国際空港土地保有(株)、中部国際空港(株)並びに東京湾横断道路(株)に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長
- 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 北海道旅客鉄道(株)等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置に係る所要の措置(固定資産税等)
- 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税・自動車税)
- 自動車検査証の電子化に伴う所要の措置(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

2. 他省庁主管

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長(所得税・法人税等)
- 振興山村における工業用機械等の割増償却の延長(所得税・法人税)
- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長(所得税・法人税)
- 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税等)
- 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置(所得税等)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- 特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の廃止(所得税、法人税等)
- 中小企業経営強化税制の延長(所得税・法人税等)

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- 被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の延長
- 被災自動車等の代替取得に係る特例措置の延長(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長(法人税等)

※被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充(固定資産税等)について、関係省庁とともに検討する。

※生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設について、関係省庁とともに検討する。